

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月6日（火）第3270号の2

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成28年12月6日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見埴地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		全体の地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
鹿児島県志布志市志布志町安楽字勢園	880番	山林	山林	977	971.27	615.39
	881番2	畑	山林	1,197	1,197.50	24.66

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

加世田福次

鹿児島県志布志市松山町尾野見69番地2

又は

西山藤雄

鹿児島県志布志市志布志町安楽1136番地

又は

登記名義人（亡）西山季雄法定相続人

西山藤雄（持分180分の12）

鹿児島県志布志市志布志町安楽1136番地

山本烈子（持分180分の12）

愛知県長久手市井堀1101番地県営長久手住宅3棟303号

永山市子（持分180分の12）

大阪府高石市取石七丁目2番2-204号

山畑ノリ子（持分180分の12）

- 鹿児島県志布志市志布志町内之倉2079番地
谷口テル子（持分180分の12）
長崎県五島市岐宿町松山196番地1
和田スズエ（持分180分の3）
鹿児島県志布志市志布志町帖3305番地
高吉睦子（持分180分の3）
鹿児島県志布志市有明町野井倉8276番地198北側
和田光弘（持分180分の3）
鹿児島県志布志市志布志町帖3305番地
和田光昭（持分180分の3）
鹿児島県志布志市志布志町帖3305番地
小路口一男（持分180分の4）
鹿児島県志布志市有明町蓬原1972番地
上村京子（持分180分の4）
鹿児島県始良市西餅田1211番地1
篠原律子（持分180分の4）
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘七丁目12番地4
飯田恒子（持分180分の12）
鹿児島県志布志市志布志町志布志3240番地13宝寿園
植村伸一郎（持分180分の12）
神奈川県中郡大磯町東町一丁目12番7号
西山亮一（持分180分の18）
長崎県長崎市高島町2706番地30尾浜アパート204号
西山鎌一（持分180分の18）
愛知県半田市清城町一丁目2番地の25
宮本秀隆（持分180分の18）
徳島県阿波市吉野町西条字西大竹84番地1
中道紀子（持分180分の18）
兵庫県神戸市須磨区竜が台二丁目2番地市営竜が台住宅10-704号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年11月22日